

公立学校職員の給料等の支給に関する規則及び義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

香川県教育委員会

## 香川県教育委員会規則第1号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則及び義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和29年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第2条に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。) 7.75に18を乗じたものに、勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(地域手当の支給)</p> <p>第19条の2 略</p> <p><u>2 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。</u></p> <p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 条例第23条第1項第8号に規定する夜間学級(以下「夜間学級」と</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第5条第2項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。) 7.75に18を乗じたものに、勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(地域手当の端数計算)</p> <p>第19条の2 条例第21条の2第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第24条の3第4項及び第5項、第24条の6第3項並びに第27条第2項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p> <p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第23条第1項の特殊勤務手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(15) 略</p>

いう。)を置く中学校の職員が本務として夜間学級の業務に従事する場合は、1月につき当該職員の給料月額に、次に掲げる者の区分に応じ、各区分に定める率を乗じて得た額

ア 夜間学級を置く中学校の校長(本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。) 100分の3

イ 夜間学級を置く中学校の副校長(本務として夜間学級に関する校務をつかさどる者に限る。)及び教頭(夜間学級に関する校務を整理する者に限る。) 100分の5

ウ 夜間学級を置く中学校の主幹教諭(本務として夜間学級に関する校務の一部を整理する者又は本務として夜間学級の教育に従事する者に限る。)及び指導教諭(本務として夜間学級の教育に従事する者に限る。) 100分の7

エ 夜間学級を置く中学校の教員(本務として夜間学級の教育に従事する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に限る。) 100分の7

6 略

7 第5項の特殊勤務手当は、特殊勤務記録簿(別表第3)により、給与期間によって計算し、各給与期間の同項第1号から第15号までに規定する特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の支給定日に支給し、同項第16号に規定する特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

8 職員が月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、第5項第16号に規定する特殊勤務手当は支給しない。

(1) 出張中の場合

(2) 研修中の場合

(3) 勤務しなかった場合(条例第29条第1項の場合及び前条第4項各号に掲げる負傷又は疾病により承認を得て勤務しなかった場合を除く。)

第22条 前条第5項(第16号を除く。)に規定する特殊勤務手当の支給については、同条第7項の規定にかかわらず、職員が第12条に規定する非常の場合の費用に充てるため請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動し、又は離職し、若しくは死亡した場合には、その異動し、又は離職し、若しくは死亡した日までの分をその際支給することができる。

6 略

7 第5項の特殊勤務手当は、特殊勤務記録簿(別表第3)により、給与期間によって計算し、各給与期間の特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の支給定日に支給する。

第22条 前条第5項に規定する特殊勤務手当の支給については、同条第7項の規定にかかわらず、職員が第12条に規定する非常の場合の費用に充てるため請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動し、又は離職し、若しくは死亡した場合には、その異動し、又は離職し、若しくは死亡した日までの分をその際支給することができる。

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)

第27条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第2項若しくは第3項、職員の育児休業等に関する条例第18条の規定により読み替えられた条例第7条第1項、第2項、第4項若しくは第9項若しくは条例第8条の規定による給料月額、第8条の2の規定による給料の調整額、第20条第1項の規定による管理職手当又は第21条第5項第16号の規定による特殊勤務手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額、給料の調整額、管理職手当又は特殊勤務手当の月額とする。

別表第3（第21条関係）

所属長の認 確		特 殊 勤 務 記 録 簿									
		年 月分		学校名			職氏名				
区 分	日(曜)	従事時間及びその時間数	従事内容	対外運動競技等 の名称	従事場所	泊の有無	摘 要	手当額			
条例第十二条第一項 第一号に規定する業務									円		
									小 計		
区 分	従 事 内 容	従事日数、従事時間数又は報告書数	摘 要				手当額				
条例第二号から第八号 まで規定する業務								円			
								小 計			
							合 計				

(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)

第27条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第2項若しくは第3項、職員の育児休業等に関する条例第18条の規定により読み替えられた条例第7条第1項、第2項、第4項若しくは第9項若しくは条例第8条の規定による給料月額、第8条の2の規定による給料の調整額又は第20条第1項の規定による管理職手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額、給料の調整額又は管理職手当の月額とする。

別表第3（第21条関係）

所属長の認 確		特 殊 勤 務 記 録 簿									
		年 月分		学校名			職氏名				
区 分	日(曜)	従事時間及びその時間数	従事内容	対外運動競技等 の名称	従事場所	泊の有無	摘 要	手当額			
条例第十二条第一項 第一号に規定する業務									円		
									小 計		
区 分	従 事 内 容	従事日数、従事時間数又は報告書数	摘 要				手当額				
条例第二号から第七号 まで規定する業務								円			
								小 計			
							合 計				

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第2条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年香川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあってはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>条例第2条</u>に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) <u>条例第24条の7第1項に規定する職員で中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けるもの（第3号に掲げる職員を除く。）</u> その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が条例第7条第9項に規定する再任用職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2) <u>条例第24条の7第1項に規定する職員で高等学校等教育職給料表の適用を受けるもの（次号に掲げる職員を除く。）</u> その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(3) <u>条例第24条の7第1項に規定する職員で条例第23条第1項第8号の規定による特殊勤務手当（以下「夜間学級担当手当」という。）を支給されるもの</u> <u>その者に適用される給料表の別並びにその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第1又は別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあっては、別表第1又は別表第2に掲げる額）</u></p> <p>(4) <u>前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）</u> その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあってはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>条例第5条第2項</u>に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) <u>条例第24条の7第1項に規定する職員で中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けるもの</u> その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が条例第7条第9項に規定する再任用職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2) <u>条例第24条の7第1項に規定する職員で高等学校等教育職給料表の適用を受けるもの</u> その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(3) <u>前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（次号及び第5号に掲げる職員を除く。）</u> その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4)～(6) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。